

監査事務局

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 監査事務局

対象年度 令和4年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年11月28日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

5 監査委員の除斥について

加藤光監査委員は代表監査委員の職にあることから、監査事務局の監査において、地方自治法第199条の2の規定により同委員を除斥して行った。

また、監査委員の費用弁償については、同規定により関係する監査委員を除斥して行った。

第2 監査対象の概要

監査事務局の主な業務内容及び職員数（令和5年10月1日現在）は、次のとおりである。

【監査事務局】

監査事務局 職員6人 再任用職員1人 会計年度任用1人	監査委員の事務補助 (1) 法令等の定めにより定期的に行う監査等 ①定期監査(財務監査) ②例月現金出納検査 ③決算審査 ④基金運用状況審査 ⑤健全化判断比率・資金不足比率審査
	(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査 ①行政監査 ②随時監査 ③財政援助団体等監査
	(3) 監査委員会議の運営及び監査計画の策定
	(4) 住民監査請求による監査 等

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 事務の継承等に係るリスク
- (4) 監査事務局内の内部統制が適切になされないリスク
- (5) 監査基準、規則等の制定改廃における法的審査に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、所属の主要な事務事業等点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 3 人のうち、2 人が年間 3 6 0 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 3 6 0 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 3 6 0 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。

(3) 事務の継承等に係るリスク

- ◆勤続年数が短い職員の割合が高いが、事務の継承は適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 転入職員について、国際文化アカデミー研修により監査事務の要点を把握する事務分担としている。また、市町村アカデミーに新たに職員を派遣するとともに、行政経験が豊富な会計年度任用職員を新規雇用し、事務継承の機会を担保している。

(4) 監査事務局内の内部統制が適切になされないリスク

- ◆監査事務局内で、服務、研修、会計・文書事務など、適切な内部統制が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 市全体の内部統制を最終確認する部署であり、高レベルの内部統制が求められている。監査事務局を定期監査対象所属として、客観的な視座からチェックいただく機会を持つことで、内部統制の徹底に努めている。

意見

財政・会計・法務・監査等の経験を有する職員の確保及び育成を図るとともに、さらに高度の内部統制に努めること。

(5) 監査基準、規則等の制定改廃における法的審査にかかるリスク

- ◆各部で懸念のある案件のほか、財政援助団体等、住民監査請求による監査等を通じ法的審査を扱っているが、適切な審査が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 専門書等で確認するほか、必要に応じて全国都市監査委員会への照会及び弁護士相談等を実施している。また、専門性の高い随時監査（工事）については、技術士に監査専門委員として参画していただいております、その他の監査についても、監査専門委員の導入を検討している。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスが発生を防止、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 監査事務の効率化について【有効性の視点】

監査事務は、全部局に影響を及ぼすこと、監査委員の事務補助という立場から最小の手順で効果的な資料作成・提案が求められる。一方で、地方自治法改正に伴うリスク及び3Eの視点導入時に大幅見直しを行い、導入前より手順が増加している。監査事務フローをさらに見直し、ICT導入等今日的課題に論理的に取り組める職員の育成を図り、事務局内、ひいては全部局の働き方改革に資する取り組みを進めること。

③ 包括外部監査制度の導入に向けた準備について【有効性の視点】

中核市移行に備え、中核市に義務付けられている包括外部監査制度の導入に向けて、できる準備をしておくこと。

④ 公の施設の指定管理者監査について【有効性の視点】

公の施設の指定管理者監査は、一巡するのに10年以上を要しており、今年度でやっと全ての施設が監査を受けることとなる。今後は、牽制を強化するためサイクルの見直しを検討すること。

⑤ 過去からの監査結果の活用について【効率性の視点】

過去からの監査結果は貴重であり、これが有機的に活用されることが望ましい。ICT技術の活用により、検索・活用の利便性を向上させること。

⑥ 住民監査請求への対応について【有効性の視点】

住民監査請求について事前研究に努め、いつ請求があっても通常業務への影響が最小限となるよう準備しておくこと。

⑦ 監査結果の議会での活用について【有効性の視点】

監査結果について、議会でも有効に活用されることが求められる。当局とは、市長・副市長との意見交換を行っていることから、議会へのアプローチについても検討すること。

⑧ スキルを有する職員の確保等について【有効性の視点】

ア 職員定数条例の定めはあるものの、限られた人員で本市の内部統制の最後の砦としての役割が果たせるよう、財政・会計・法務・監査等のスキルを有する職員の確保及び育成に最大限努めること。

イ 現在、管理職を中心として行っている資格取得の流れを、職場全体に拡大すること。

⑨ ホームページの周知活用について【有効性の視点】

監査事務局のホームページについて、周知活用を図ること。